

## 福祉施策の拡充について

児童の健全な育成を図るとともに、地域の生活弱者への支援を充実するため、国において、次の事項について見直しを行うよう要望する。

- 1 児童扶養手当は児童の健全育成を目的とする制度であり、母子家庭の生活の安定と自立の促進を実現するため、他の公的年金との併給禁止規定の見直しを行うこと。
- 2 児童扶養手当と他の公的年金との併給禁止規定の見直しのために相当の時間を要する場合には、見直しが行われるまでの間、決定された年金の一括支給に際し、児童扶養手当の既支給分との調整制度を創設すること。
- 3 平成 23(2011)年 7 月の地上デジタル放送への完全移行に向け、検討を進めている生活弱者に対するデジタル放送受信機の配布等の対策について、配布対象をすべての市町村民税非課税世帯まで拡大し、地上デジタル放送に対する一般住民の意識高揚と生活弱者への福祉施策を充実すること。